

平成28年度《玉村町国際教育特区》フェリーチェ玉村国際小学校学校評価結果表

平成29年3月 玉村町作成

I 法令事項に関すること

| 表 題. | 評価結果 |
|--|---------------|
| 1 学級編制に関すること *1学級の児童数 *学年の編制 | 法令事項は遵守されていた。 |
| 2 教科用図書は無償給与に関すること *教科用図書の無償給与 | 法令事項は遵守されていた。 |
| 3 学校保健と学校安全に関すること *定期健康診断の実施 *疾病の予防措置や管理指導 *環境衛生検査 *学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の配置 *学校保健計画 *学校安全計画 *危険等発生時対処要領 | 法令事項は遵守されていた。 |
| 4 教育課程及び教材に関すること *学期及び休業日 *教育課程の編成 *教科用図書の使用状況 | 法令事項は遵守されていた。 |
| 5 校務分掌に関すること *校務分掌の仕組み | 法令事項は遵守されていた。 |
| 6 学校評価に関すること *法に基づいた学校評価の実施 | 法令事項は遵守されていた。 |
| 7 教職員に関すること *校長、教諭、養護教諭(看護師)及び事務職員の配置 *免許状 *校長の資格 *教諭の配置状況 | 法令事項は遵守されていた。 |

平成28年度《玉村町国際教育特区》フェリーチェ玉村国際小学校学校評価結果表

平成29年3月 玉村町作成

I 法令事項に関すること

| 表 題 | 評価結果 |
|--|---------------|
| 8 学校設置会社の業務及び財産の状況の公開に関すること *業務及び財産の状況の閲覧にかかる準備 | 法令事項は遵守されていた。 |
| 9 いじめ防止に関すること *学校いじめ防止基本方針の策定 *いじめ防止等対策のための組織の設置 | 法令事項は遵守されていた。 |
| 10 表簿に関すること *学校に備えておくべき表簿 | 法令事項は遵守されていた。 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

平成28年度《玉村町国際教育特区》フェリーチェ玉村国際小学校学校評価結果表

平成29年3月 玉村町作成

Ⅱ 教育内容に関すること

| 表 題 | 評価結果 |
|--|--|
| 11 教育課程に関すること <ul style="list-style-type: none"> * 教職員間の共通理解 * 学力・体力の状況把握と指導 * 体験活動、学校行事等の指導・管理 * 年間指導計画 | <p>教育課程に関することについては、特例校申請で受理された時数で年間指導計画を作成し、確実に実施するとともに、今回、申請した時数に達していない教科については、今後、補充学習を実施するなどし、確実に履修させる必要がある。</p> <p>授業については、外国人教師の資質向上はもちろん、日本の教員免許を持った教職員がALTによるイマージョン教育を確実に実施し、各教科の年間指導計画に基づいて、学習指導要領に示された内容が身に付けられるようにする。</p> |
| 12 学習指導に関すること <ul style="list-style-type: none"> * 発達段階に即した指導 * 自主的・自発的な学習 * 学級経営 * 英語版教材 | <p>「総合的な学習」については、学習指導要領に則り、探究的な活動ができるよう指導計画をしっかりと作成することが望まれる。</p> <p>評価規準については、「概ね満足できる」「十分満足できる」の評価規準により評価を行い、早急に評価の観点等を全教職員で共通理解するとともに、統一された規準により、一人一人の成長の様子を指導要録に記録できるようにする。</p> |
| 13 児童指導に関すること <ul style="list-style-type: none"> * 指導体制 * 保護者等との連携協力 * 適切な指導 * 基本的な生活習慣 * 豊かな人間関係 * 規範意識 * いじめ防止基本方針に基づいた計画的な取組 | <p>児童指導に関することについては、フェリーチェ玉村国際小学校の方針の下、実施されている。</p> |

平成28年度《玉村町国際教育特区》フェリーチェ玉村国際小学校学校評価結果表

平成29年3月 玉村町作成

Ⅱ 教育内容に関すること

| 表 題. | 評価結果 |
|---|---|
| <p>14 教職員研修に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> * 研究、研修等の実施 * 研究、研修活動の支援 | <p>教職員研修に関することについては、フェリーチェ玉村国際小学校の方針の下、実施されている。</p> |
| <p>15 学校保健に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> * 児童の健康状態の把握 * 学校管理下での災害への対応環境 * 怪我、病気、アレルギーの発生時の対応策 * 感染症予防対策 * 環境衛生 | <p>学校保健に関することについては、法令に基づき、必要な健診等が実施されている。</p> |
| <p>16 学校安全に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> * 通学方法・通学経路 * 登下校時の安全対策 * 緊急時の登下校の安全対策 * 遠距離通学者への安全対策 * 安全指導 * 学校施設・設備の安全点検 * 緊急時の安全確保・職員の訓練 | <p>防火管理者の選任等、法令を遵守することはもとより、児童の避難訓練の他に、保護者と連携した災害発生時の児童引渡し訓練を実施する必要がある。</p> |

平成28年度《玉村町国際教育特区》フェリーチェ玉村国際小学校学校評価結果表

平成29年3月 玉村町作成

Ⅱ 教育内容に関すること

| 表 題 | 評価結果 |
|---|--|
| 17 学校評価の実施状況に関すること ＊評価項目 ＊実施状況 ＊評価結果の活用 ＊児童・保護者等の意見聴取 ＊結果の公開 | 学校評価については、フェリーチェ玉村国際小学校の方針の下、実施されている。 |
| 18 情報公開・個人情報の保護に関すること ＊保護者への情報の伝達・公開 ＊情報公開手段 ＊個人情報の保護 | 情報公開・個人情報の保護に関することについては、フェリーチェ玉村国際小学校の方針の下、実施されている。 |
| 19 構造改革特別区域計画に関すること ＊児童の実態に応じた指導 ＊指導計画に基づく指導 ＊指導と評価が一体化した授業 | フェリーチェ玉村国際小学校が特例校申請した授業時数については、日本の教員免許を所有した教職員が必ず、授業を行う必要がある。あくまでもALTは、補助教諭であることを踏まえた、教育課程の編成が必要である。また、今後、児童の英語力を明確に把握するために、CanDoリスト等の到達目標の作成、見直しが大切であると考えます。また、学校の特性を生かしながら、児童一人ひとりに生きる力の育成が図れるよう、全教職員が学習指導要領の趣旨と特例校申請の内容を十分理解し、指導できるよう研修を充実させていくことが望まれる。 |

Ⅲ 経営に関すること

| 評 価 結 果 |
|---|
| <p>株式会社群馬フェリーチェ学園によるバイリンガル教育の第一歩であるイマージョン教育は、幼稚部・小学部ともに次第に認知度が高まり、確実な事業成長を果たしてきた。来期は小学部の2クラス制を実現し、児童数の増加とともに順調な売上高の増加を見込んでいる。</p> <p>しかし、事業ライフサイクルの成長期にある貴社は、成長期の特有な状況として借入金依存度が高く、資本の安定性に課題がある。収益性は每期高まってきており、事業ライフサイクルも成長期から成熟期へ進展してきている現在、今後の貴社の事業方針として中期事業計画を策定し、予算実績管理の実施を介して経営の高度化を図っていただきたい。</p> |